

墨田区公衆喫煙所設置等 助成制度の御案内

墨田区では、地域の快適な生活環境を実現するため、一般開放可能な喫煙所を区内に設置する際にかかる費用（喫煙所の設置費及び維持管理費）を助成します。

助成の活用を御検討の方は、必ず事前に御相談ください。

助成対象者

区内の建物を所有又は使用する方

区内の土地を所有又は使用する方

個人、法人、団体を問いません。

助成内容

	助成対象経費	助成率	上限額	回数・期間
設置費	工事費、設備費、備品費等	10/10	500万円	1回
維持管理費 (<u>墨田区路上喫煙禁止推進地区内</u> のみ)	電気料金、空気清浄等機器類の保守、火災保険料、清掃・ごみ処理委託等	10/10	60万円/年 (助成決定期間が1年未満の場合、5万円×決定月数)	5年間

併給できる場合があります。

助成金額の1,000円未満の端数は切捨てです。

助成決定期間が1月に満たさない月がある場合は、日割りとします。

助成対象経費に消費税及び地方消費税は含みません。

維持管理経費において、内訳が明確でない場合は、賃貸借契約書等に基づき、公衆喫煙所が占める面積で案分した額とします。

5年間継続して運営できなかった場合は、助成金の一部又は全部を返還していただきます。不動産賃借料は含みません。

墨田区路上喫煙禁止推進地区とは

墨田区では、乗降客・来街者が多い駅周辺を、路上喫煙禁止推進地区として指定しています。現在、錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、押上駅周辺地区、曳舟駅周辺地区、吾妻橋地区の5箇所を指定しています。(* 詳細は末尾の地図を参照)

助成の要件

次の全ての条件を満たす喫煙所であること。

運営について

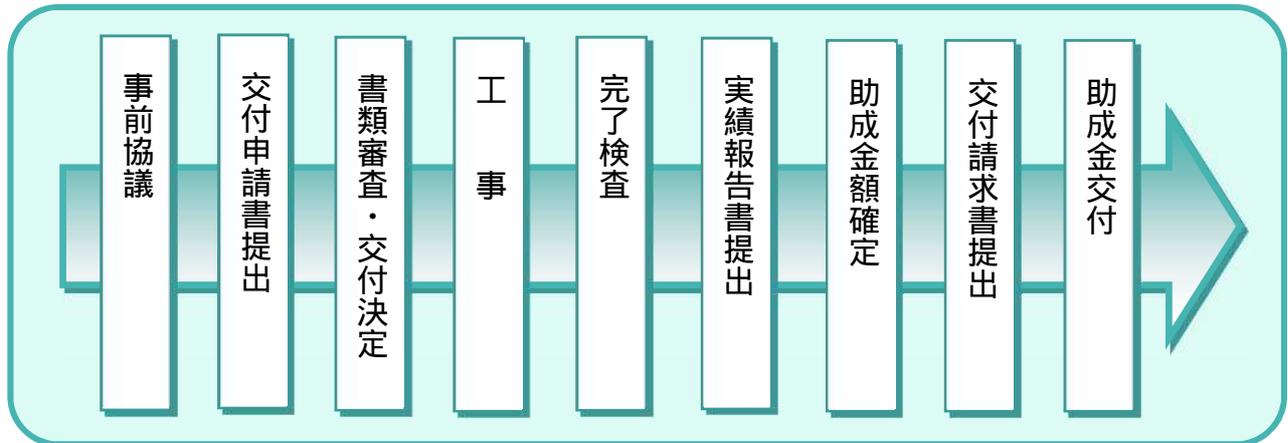
- 1 一般に開放し、無料で利用できること。
- 2 受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること。
- 3 おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。
- 4 清掃等を行い、適切な管理を実施すること。
- 5 火災等が発生しないよう、安全管理に十分務めること。
- 6 使用開始の日から、5年間以上継続して運営すること。
- 7 利用時間外は人の出入りができないように管理すること。
- 8 設置について、あらかじめ近隣の居住者、テナント、町会、商店会等に周知し、理解が得られていること。
- 9 区が公衆喫煙所として区ホームページ等で周知することに同意すること。
- 10 国、東京都等から助成を受けている場合は、当該金額を控除した額に基づき助成額を算出することに同意すること。

設備について

共通事項	<ol style="list-style-type: none">1 境界部における非喫煙区域から喫煙所内への気流（風速 0.2m/秒以上）の確保等、たばこの煙が流出しないような措置がされていること。2 たばこの煙を屋外に排出することができ、かつ、給排気設備等を介し、近隣の居住施設及び人通りの多い区域等に流入しないよう配慮されていること。3 床面積がおおむね5㎡以上で、収容人員が4人以上であること。4 出入口に、喫煙可能場所である旨及び20歳未満の者は立入禁止である旨の標識を掲示すること。標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとする。
屋内型 (喫煙室等)	<ol style="list-style-type: none">1 出入口を除き、壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること。2 上記共通事項の1及び2の要件を満たしていない場合、非喫煙区域に向けてたばこの煙が流れない及び室内に煙が滞留しない等の対策がとられていること。3 喫煙所があることが分かるように建物の入り口等に表示すること。
屋外型 (コンテナ等)	<ol style="list-style-type: none">1 通行者等に受動喫煙を生じさせないよう、非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。2 壁面及び天井により構成される密閉型の構築物であること。 (パーティションで構成される喫煙所は対象になりません。)

申請から交付までの流れ

(1) 設置に係る助成 手続フロー



必要書類

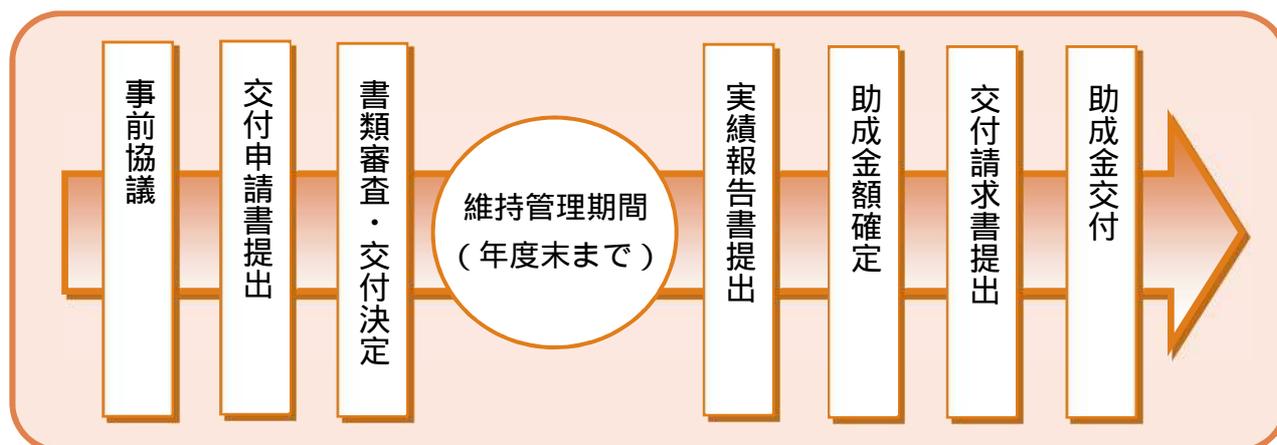
交付申請	所有者	使用者
墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付申請書（第1号様式）	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書（第2号様式）	○	○
喫煙所を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内）	○	
喫煙所を設置する建物又は土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物又は土地の所有者同意書（第3号様式）		○
喫煙所の設置場所の周辺地図及び現況写真	○	○
喫煙所の図面、工事の仕様書等 （面積、仕様、換気扇等設備及び排気先の位置等が分かる書類）	○	○
設置経費の見積書の写し	○	○
前年度分（法人の場合は直近の事業年度分）の納税証明書	○	○
この助成金以外に助成を受けている場合、その内容と内訳が分かる書類	○	○
近隣の居住者、テナント、町会等からの喫煙所設置に係る同意書	○	○

完了報告

墨田区公衆喫煙所設置等助成金実績報告書（第8号様式）
喫煙所の図面等（交付申請の内容から変更があった場合のみ）
設置経費に係る契約書、領収書及び経費の内訳が分かる書類の写し
完成した喫煙所の全景及び主要部分を確認できる写真

(2) 維持管理に係る助成

手続フロー



必要書類

交付申請	所有者	使用者
墨田区公衆喫煙所設置等助成金交付申請書（第1号様式）	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書（第2号様式）	○	○
喫煙所を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内）	○	
喫煙所を設置する建物又は土地の賃貸借契約書の写し		○
喫煙所を設置する建物又は土地の所有者同意書（第3号様式）		○
喫煙所の設置場所の周辺地図及び現況写真	○	○
喫煙所の図面等 （面積、仕様、換気扇等設備及び排気先の位置等が分かる書類）	○	○
維持管理経費の予定金額の内訳及びその算出根拠が分かる書類	○	○
前年度分（法人の場合は直近の事業年度分）の納税証明書	○	○
この助成金以外に助成を受けている場合、その内容と内訳が分かる書類	○	○

実績報告

墨田区公衆喫煙所設置等助成金実績報告書（第8号様式）

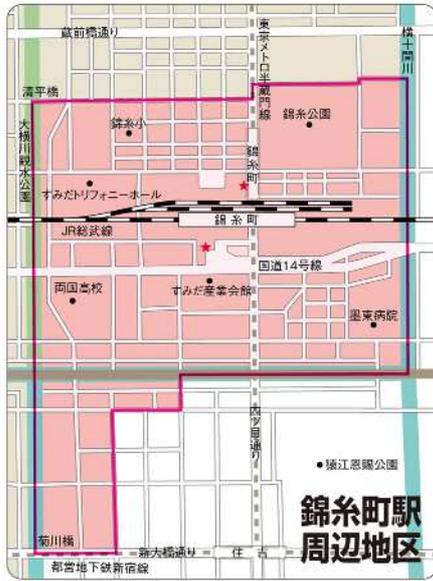
維持管理経費にかかる領収書及び経費の内訳が分かる書類の写し

維持管理に係る助成の対象となる公衆喫煙所は、
墨田区路上喫煙禁止推進地区内に設置されている喫煙所です。

墨田区路上喫煙禁止推進地区 MAP

維持管理に係る助成は、下記エリア内に設置されている喫煙所が対象です。

路上喫煙 禁止推進地区 map



両国駅周辺地区

横網一丁目、二丁目2～3番、両国一～四丁目

錦糸町駅周辺地区

錦糸一～四丁目、江東橋一～五丁目

曳舟駅周辺地区

東向島二丁目、押上一丁目16～18番、二丁目19～43番、三丁目1～9番、京島一丁目

押上駅周辺地区

押上一丁目1～15番、19～45番、二丁目1～18番、業平一～四丁目

吾妻橋地区

吾妻橋一～三丁目

推進地区
★ 喫煙場所



様式等は墨田区公式ホームページからダウンロードしていただくか、下記問合せ先で配布しています。

墨田区公式ホームページ

喫煙所設置等助成

検索



問合せ先 墨田区 地域力支援部 地域活動推進課

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 14階

☎ 03-5608-6705

✉ KATSUDOSUISHIN@city.sumida.lg.jp